

令和2年12月 定例会

第1号（令和2年12月15日）

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程	P2
<input type="checkbox"/> 開 会	P4
<input type="checkbox"/> 会期の決定	P4
<input type="checkbox"/> 諸般の報告	P5
<input type="checkbox"/> 議案の上程	P5
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明	P6
<input type="checkbox"/> 一般質問	P8
<input type="checkbox"/> 散 会	P22

令和2年		池田町12月定例会会議録			第 1 日	
招集年月日		令和2年12月8日			池田町告示第47号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和2年12月15日			午後1時30分	
散会 閉会		令和2年12月15日			午後2時28分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		1番	丸石 純一	2番	松井 靖明	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	中村 博司		議会書記	吉田 昌美	
	町 長	杉本 博文		住民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		町土整備課長	山崎 政弥	
	教育長	内藤 徳博		保健福祉課長	有馬 幸代	
	企画幹兼農村 政策課長	高橋 宏輝		木望の森づくり課長	長谷川 正喜	
	総務財政課	森川 弘一		教育委員会事務 局長	飯田 康志	
議事日程		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

令和2年12月定例会日程表（第1号）

令和2年12月15日（火）

午後1時30分 開会

開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 79 号
令和2年度 池田町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 5 議案第 80 号
令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第 81 号
令和2年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第 82 号
令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第 83 号
池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 84 号
池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 85 号
農村振興総合整備統合補助事業（池田の杜地区）計画変更について

施政方針並びに提案理由の説明

日程第 11 一般質問

日程第 12 請願 1 号

75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を
国に提出することを求める請願書

閉議

令和2年12月定例会会議録（初日）

令和2年12月15日

開始時間 午後1時30分

○和田議長

本日、令和2年池田町議会12月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき厚く御礼申し上げます。

ただ今の、出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年池田町議会12月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○和田議長

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第112条の規定により、1番 丸石純一君
2番 松井靖明君の両名を指名致します。

○和田議長

日程第2

会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から17日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から17日までの3日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため16日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、15日と17日は本会議、16日は委員会審議のため休会にすることに決定いたしました。

○和田議長

日程第3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

本定例会に、すでに配布のとおり議案第79号ほか6件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

○和田議長

日程第4

議案第79号

令和2年度 池田町一般会計補正予算（第8号）

日程第5

議案第80号

令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第6

議案第81号

令和2年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第4号）

日程第7

議案第82号

令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第8

議案第83号

池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第9

議案第84号

池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10

議案第85号

農村振興総合整備統合補助事業（池田の杜地区）計画変更について

以上、7議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、池田町議会12月定例会が開会され、一般会計補正予算をはじめ、7議案のご審議いただくにあたり、その概要についてご説明申し上げます。

はじめに今年も早、師走を迎え、今日は初雪となりましたが、議員各位には慌ただしくご多用の中を本定例会ご出席いただきありがとうございます。

ではまず、町政に関わる諸事についてご報告いたします。

まず、11月15日、足羽川ダム建設事業におけるダム本体工事の着工式が、ダムサイトとなる下小畑地係において厳かに開会されました。

変わりゆく村の景色を感慨深く眺めた次第であります。

また12月10日には、冠山峠道路第2トンネル、4,830mの貫通式が静かに、また盛大に執り行われました、着工以来6年4ヶ月余の工事の末、見事に貫通し、越前の風、美濃の風の行き来に感動した次第でございます。

次に、来年1月10日に開催を計画しておりました成人式につきましては、現下の新型コロナ感染拡大の状況を鑑みて、3月まで延期することといたしました。

出席者やそのご家族、また主催者側においても不安な状況があることから、大事をとって対応したところであります。

以上、町政に関わる諸事の報告といたします。

それでは、本日ご提案致しました、各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第79号 令和2年度池田町一般会計補正予算第8号につきましては、2,351万円を追加し、予算の総額を39億5,823万2千円といたすものでございます。

その主な内容は、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費におきましては、確定申告受付時における、新型コロナウイルス感染症予防対策経費として86

万5千円を計上いたしました。

次に、4項選挙費、6目町長選挙費におきましては、選挙運動費用が公費で一部負担が認められることになったことから、町長選挙にかかる費用として73万9千円を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、19目有害鳥獣対策費におきましては、シカ、クマ、イノシシ等の有害鳥獣捕獲頭数が増加したことから、捕獲報償金196万3千円を追加いたしました。

次に、7款商工観光費、2項観光費、2目観光開発費におきましては、志津原再開発整備に係る、事業用地内の樹木の調査費として206万8千円を計上いたしました。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費におきましては、町道の排水設備の修繕、及び転落防止柵の設置に、297万円を計上いたしました。

次に、4項住宅費、2目建築指導費におきましては、結婚やUターンによる住宅の新築や増築、高齢の方の住宅を改造などの、「住み家支援事業」の利用者が増加したことにより、補助金1,378万7千円を追加いたしました。

次に、10款教育費、5項社会教育費、9目能楽文化振興費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月に開催予定であった能楽交流鑑賞会が中止となったことから、開催経費104万8千円を減額いたしました。

同じく、6目保健体育費におきましても、能楽の里マラソン大会やオリンピック聖火リレーの経費405万円を、ウッズスポーツ選手権大会の経費で193万9千円を減額いたしました。

次に、13款諸支出金、1項基金費、22目庁舎建設基金費におきましては、足羽川ダム建設事業に伴う、町有財産の補償費250万円を庁舎建設基金へ積み立てることといたしました。

これらの主な財源としまして、16款繰越金2,392万9千円他をもって、調整いたしましたものでございます。

次に、議案第80号、令和2年度、池田町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきましては、国保の制度改正に伴うシステム改修費6万6千円を追加したものでございます。

次に、議案第81号、令和2年度、池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算、第4号につきましては、人件費70万円を追加したものでございます。

次に、議案第82号、令和2年度池田町介護保険特別会計補正予算第4号につきましては、要介護者のケアプラン作成に係る給付費300万円を追加したものでございます。

次に、議案第83号、「池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正」につきましては、一人暮らし寡婦の医療費助成について、対象者判定の公

平性を確保する観点から、制度を見直し条例の改正を行うものでございます。

次に議案第84号、「池田町国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないよう、低所得者に対する軽減措置の算定方法を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第85号、農村振興総合整備統合補助事業（池田の杜地区）計画変更につきましては、区画整理事業において、区域面積の減や事業費の減、及び、事業期間が短縮となったことから、土地改良法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日ご提案いたしました議案の概略についてご説明申し上げました。

何卒、十分ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○和田議長

日程第11

これより一般質問を行います、一般質問は、通告順により発言を許します。

最初の質問者 宇野 邦弘君

○宇野邦弘議員

（議長、宇野邦弘）

○和田議長

宇野 邦弘君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘です。大きく3点質問です。

まず1点、食Uターン事業の、あぐりパワーアップセンターの施設故障による運用停止と再開の展望についてお聞き致します。

あぐりパワーセンターの処理施設が現在2ヶ月以上故障のため動いていません、過去にも軽微の修繕など7、8回行われていますが、今回の場合は破碎機の故障ということであり、同じ破碎機でも数年前のカッター刃、交換程度では済まないという事ですが、場合によっては抜本的取り替えも必要になるかも知れません。

地域資源循環型社会目指して、平成14年にスタートした「食Uターン事業」、平成15年には、きらり輝く中山間地地域事業として、堆肥の商品化施設も造られ稼働してきている、牛糞などと混ぜての有機肥料「土魂壤」なども生産し、様々な事業に活用されてきました、これも連動して動いていないのでしょ

うか。

あぐりパワーセンターは、町が建設し池田町農業公社が運営主体です、実際の事業は、福井県環境保全協業組合という団体が請け負っているという事ですが、町としても本当に大事な、貴重な事業であり、平成26年には、食のリサイクル推進環境大臣賞の優秀賞を受けるなど、多くの町民が積極的に池田町の環境にやさしい、持続可能な地域社会の一環として積極的に取り組んでいることをご承知のとおりです。

農業公社の理事長は町長であり、町自身の大事な施設です。

そこで町長にお聞き致します。

1つはいつ故障したのか、また再稼働の目途はどうなっているのでしょうか、2つは生ゴミとして現在でもボランティアの方々、がんばって回収しています、しかし結局、燃えるごみ、一般ごみとして南越清掃組合に搬入しているとの事ですがなぜこうした事態、町民に事実を知らせなかったのでしょうか、ボランティアとして生ゴミの回収を行っている役場職員や環境フレンズの方々は無論、多くの町民が積極的に分別し、「池田の生ゴミはこうやって有効活用しているんだ」こういう自覚といいますか、思い出参加してきました。

生ゴミ回収に参加している方は、施設が故障していることは承知していた、しかし生ゴミはどこに行くのか知らなかった、結局、普通のごみと一緒に南越清掃組合にて燃やされる、この間2ヶ月以上になると思われませんが、施設の故障、機械の故障は仕方ないとしても、なぜこうした事実を知らせてなかったのでしょうかお聞きします。

2点目、税カムバック to ごちそう事業参加業者に現金を振り込むことを求めます。

新型コロナウイルスの影響による、地域経済支援策として、税カムバック to ごちそう事業、町民にスタンプを配布し、町内の協賛店を応援する積極的な事業です、この事業についてもいくつかの事業者から、客が来てもらうのはありがたいが「スタンプカードでもらってもいつ現金に換えてもらえるのかわからない、現金でもらわなければ次の仕入れのお金がない」こういう声を聞いています。

そもそもこの事業は、業者から申請があつてからどれ位後に現金として振り込む、いうふうに決まっているのでしょうか。

県のゴーツイーートプレミアム食事券の清算については、明確な清算スケジュールが示されています。

例えば12月5日に提出した場合、25日前後には振り込まれることになっています、ここまでに申請したらこの日に入ると、日程がしめされています、ところが町の税カムバック to ごちそう事業ではこうした清算がどうなるのか、事業

者に示されていないのではないですか、町の商工会の方もいつ現金が振り込まれるのか、早く現金としてほしい、振り込んでほしい、こういう声が寄せられていると聞きます。

この事業は町が行っている事業です、申請受付と現金振り込みは役場の役割だと思いますが、現在の申請数、現金振り込みの状況、振り込みが遅れている、遅い、いつ来るかわからない、こういう思いにどう考えているのでしょうか、振り込みの日程を事業者にも早く知らせ、早く補助金が振り込まれるよう求めます。

最後 3 点目、大野から池田にまたがる巨大な風力発電計画について町長の見解を求めたいと思います。

ご存じのように、大野市の銀杏峰周辺から池田町の部子山にかけて、東西約 8km の尾根筋に最大出力 9 万 8, 9 0 0 キロワットの風力発電施設、最大 2 3 基の風車を設置する建設計画が想定され、環境影響評価アセスメントも始まります、同社によると事業実施想定区域は、風車は 3 枚翼、1 枚の長さが 60~65 メートル。

翼と支柱を含める高さは 145 メートルから 150 メートル程度、一基当たりの出力は最大で 4, 3 0 0 キロワット、運転期間は 2 0 年を予定し北陸電力に売電するといっています。

調査で 4, 5 年、工期に 4, 5 年、見込んでいます、これらの計画の進展状況、並びに環境に対する影響をどう考えるのか、町長の見解を伺います。

原発から脱却し、こうした再生可能エネルギー推進に転換すること事態は大事なことです。

しかし、太陽光でも風力でもその規模によっては、あまりにも環境への負荷が問題になる、全国各地でもこうした巨大な太陽光発電、風力発電計画、問題になっています。

今回の事例もあまりにも問題、デメリット多くて私は素直に賛成するわけにはいきません。

同社の環境影響評価に係る手続計画について、8 月には環境大臣から「(仮称) 福井大野・池田ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見出されています。

総論の中では、「風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造、配置又は位置は、位置、規模の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集、把握を適切に行い、環境影響の重大性の程度を整理し反映させること。

事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む

事業計画の見直しを行うこと、等々述べています。

そして具体的な各論として、この環境大臣意見は、周辺では、絶滅のおそれがあると国内希少野生動植物種に指定されている、クマタカ、イヌワシの生息が確認されている。

また、ハチクマやサシバ等の猛禽類、ガンカモ類等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故、飛来の阻害、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

周辺は、砂防法による砂防指定地や、山地災害危険地区が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避すること。

植生自然度が高いとされたササ群落、銀杏峰のキャラボク林、及び部子山のブナ林や森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施では現地調査による、自然度の高い植生なども存在する区域を明にした上で、植物及び生態系への影響については予測及び評価を行うこと、またその結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること、などと述べています。

そして、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予備及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること、述べています。

長い引用となりましたけれど、お聞きします。

池田町や関係住民への説明はあったと思いますが、どんな説明だったのでしょうか、さらに9月11日には同じくこの問題では、福井県知事の意見も提出されています。

この福井県知事の提出する総論の最初には、このことを十分に認識の上、方法書作成、及びそれ以降の手続きにより、地元の専門家や関係自治体、地域住民の意見も広く把握し、以下の事項に十分配慮し云々かんぬん、いうふうに福井県知事意見でも述べています。

豊かな自然環境保全と創出など、環境保全の見地から疑問や反対の声もでています。

人里離れたところであり、人的被害はないとはいえ、施設からの発生する低周波や騒音により生物たちへの悪影響も想定されます、動物たちがこれらを嫌って、麓に下り獣害も更にひどくなりかねません。

工事による伐採で保水力は低下し、地滑りや土砂災害、林道の崩壊などもあります。

現在の足羽川ダム建設の水海川導水トンネルの掘削によりその上部の沢筋の水が枯れてきているという話もあります。

美濃又の地滑りは今なお続いているとのことでした。

計画では、平均風速 8~9m/秒としていますが、台風時の強風、冬季の過酷な環境に耐えるのか、稜線は障害物もなく落雷し故障リスクも大きいものです。

風車の運用は20年といたします、様々なリスクをかかえながら、20年間の運用の為に自然と景観を乱す意味があるのか、次の代へと繋ぐ持続可能なクリーンエネルギーと本当に言えるのか、問題だらけです。

全国的にも、山形県の出羽三山での風車40基、設置の計画がありましたが、景観と環境、文化的価値への与える影響は大きすぎるということで、山形県や鶴岡市も反対し、住民の反対運動も広がる中で、計画を進めた企業が白紙撤回を表明しています。

今、必要なことは巨大な開発ではなくて、地域に根ざした小水力発電、バイオマスエネルギー、まさにエネルギーの地産地消ではないでしょうか。

水素利用の燃料電池なども今大きく動き始めています、勿論、原発再稼働や老朽原発の運転などはもってのほかです、こうした計画についての町の見解をお聞きします。

以上、町長並びに担当課長の答弁を求めて宇野邦弘の質問といたします、ありがとうございました。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より宇野議員のご質問にお答えいたします。

「税カムバック to ごちそう事業」の事業者からの申請件数ですが、申請件数は現在5件となっております、支払いにつきましては申請を受け付けた後、2週間から3週間程度で支払いを行うこととしております。

これらの支払いについては、補助事業でもあり申請内容や添付書類等のチェックを行う必要と、振り込み手数料の掛からない定期支払いとするためある程度の時間を要しております。

なお現在、申請受付中の5件の支払いにつきましては12月21日に3件分、13万円を、12月28日に2件分、5万2千円を支払うこととしております。

また、振り込み日、振り込み額につきましては事前に振り込み通知書を送付しておりますが、お問い合わせいただければその都度、振り込み日等のお答えはさせていただきます。

以上宇野議員の、ご質問の答えとします。

○町土整備課長

(議長 町土整備課長 山崎)

○和田議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長

宇野邦弘議員の「食Uターン事業」のめぐりパワーアップセンター施設故障による運用停止と再開の展望についてお答えいたします。

まず故障が発生し、新たな食品残渣、牛糞の投入が出来なくなったのは9月30日水曜日です。

故障の内容は、原料投入装置始業点検中に、投入ホッパーの下部にあります3軸破砕機C軸の電流値が以上に高くなり投入装置全体が停止したものです、これに伴い新たな食品残渣、牛糞を投入して堆肥化处理することが不可能となりました。

町および指定管理者である農業公社職員等による分解、目視調査では詳細が判明しないため、翌10月1日に当プラントを建設し、設備を把握している業者に調査と修繕見積もりを依頼し、併せて南越清掃組合へ食品残渣を可燃ごみとして搬入する手続きを行いました、池田町において月水金の週3回、回収することは家庭での生ゴミ処理の点で重要であることから、引き続き回収を継続する措置をとったものです。

業者の調査結果によりますと、故障原因としては経年劣化による機械の寿命です、具体的には破砕機C軸の主軸および軸受け当の損傷であり、回転負荷が大きくなった事から電流値が上昇したもので、対応としては破砕機全体の更新が望ましいとの報告を受けております。

また、見積もりは破砕機全体更新で約2,500万円と高額であり、原料投の一連の機械である、パイプコンベアーや投入ホッパーも施設稼働開始から、まる18年が経過しており寿命に近づきつつあることなど検討すべき点が多いため時間を要していますが、早急に破碎、投入システムの検討、設計を進め議会に提案して参りたいと考えております。

今回の応急対応と致しましては、破砕機を取り外し、変わりに仮設投入シュ

ートを取り付け、食品残渣は代替の破砕装置、小型のハンマーモアにより破砕し牛糞と共にホッパーに投入し、パイプコンベアーを介して発酵槽にて攪拌して堆肥製造を行う方法といたし、既に12月11日から稼働を致しております。

なお、町民や議会への周知は週3回の生ゴミ回収を継続したことにより、町民生活への直接的な影響がないことから特に行っておりませんでした。

以上、宇野邦弘議員へのお答えと致します。

○木望の森づくり課長

(議長 木望の森づくり課長 長谷川)

○和田議長

木望の森づくり課長 長谷川君

○木望の森づくり課長

私からは、宇野議員の風力発電についてのご質問で、環境大臣からの意見および電源開発からの関係住民への説明についてお答えいたします。

まず、環境大臣からの意見としましては、クマタカなどの鳥類への影響、部子山でのブナ林などの植物および生態系への影響などが指摘されており、風力発電事業による重大な影響を回避、または十分に低減出来ない場合は、風力発電設備等の再検討、事業実施区域の見直し、および基数の削減を含む事業計画の見直しなどの意見が提出されることについては認識しております。

また、池田町では環境アセスメント手続きにおいて、役場の閲覧場所を提供するなど手続き上の協力をしてはいますが、事業については地元集落の水への影響、鳥類を含む豊かな自然環境を損なうこと等の懸念などについて県知事からの照会に応じて回答してるところです。

次に、電源開発からの関係住民への説明については、地元への説明は行われていることは承知しているが、内容の詳細については把握しておりません。

以上で宇野邦弘議員へのお答えといたします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

(議長 宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

町長からの答弁がないのは残念ですが、順番は逆になりますけれど、最後の風力発電問題で、地元の説明が行われた事は承知しているけれど、内容については把握していないという答弁でしたけれども、福井県知事の意見では、先ほども触れました、地元の専門家や関係自治体、地域住民の意見をより広く把握し、以下の事項に十分に配慮し、環境影響評価を適切に行うことが必要である、こう知事の意見では述べています。

広く把握し、いう点では水海での説明会の中身っていうのを、これには役場関係は一切いっていないのでしょうか、こういう中身もきっちり把握しておくことが必要ではないでしょうか。

町長自身のこの風力発電についてのお考えは是非お聞き致したい、思います。

食Uターン事業の問題で、確かに改修を継続することは、町民がせっかく分別で慣れてきたのを、それなら混ぜてしまおうというふうにならないようにするためには僕はいたしかたなかったかなと思いますけれども、それにしてもしっかりそれは事実はやっぱり知らせて、抜本改修になったら2, 500万云々かんぬんといった話がありました、やっぱ町民に事実をありのまま伝えながら協力頂くこういうスタンスでの姿勢が本当に必要ではないでしょうか。

この問題、応急対応でこれによって肥料などの生産は行うことが出来るようになるんですか、そして既に今、南越清掃組合への搬入は12月12日からストップしているのですか、もう一回お願いしたいと思います、以上再質問です。

○町土整備課長

(議長 町土整備課長 山崎)

○和田議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長 山崎

あぐりパワーアップセンターの件につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目、住民の方々への周知でございますが、今後気をつけて参りたいというふうに考えております。

2点目と致しまして、堆肥生産が行えるかのご質問でございますが、こちらにつきましては問題なく行うことが出来るものでございます。

3点目と致しまして、南越清掃組合への搬入、こちらにつきましては稼働日

以降、12月の11日以降につきましては、南越清掃組合には搬入はせず、めぐりアップセンターで生ゴミを処理しているところであります。以上です。

○木望の森づくり課長

(議長 木望の森づくり課長 長谷川)

○和田議長

木望の森づくり課長 長谷川君

○木望の森づくり課長

宇野議員のただ今の、池田町役場が地元説明会に参加したことがあるのかとのご質問でございますが、そちらにつきましては参加したことはございません。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

風力発電等に関する事で、私の所見をお尋ねでございますのでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず先ほど長谷川課長から県に向けての意見を述べた中で、ご指摘の事などもありますけれども、懸念を表明しているということは事実でございます。

またこの件に関して私の思いというのでしょうか、そういうことを述べろということでございますけれども、町としましては今申しましたように、法と制度に則って粛々と対応しているということでございますし、今ここで私が何かを、現段階で申し上げる状況にはないと思っておりますので、私の所見につきましては差し控えさせていただきたいと思っております、以上でございます。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい 宇野邦弘

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

現段階で、本当にいろんな懸念が環境庁、それから福井県知事からも出されていることで、その懸念に対応する計画変更もありうるということも触れている訳なので是非この問題、なんせ見て山頂の風貌が変わるわけですから、本当に町民的議論も巻き起こしていかなければいけない、調査で4、5年、工事で5、6年、この10年間で出来て、稼働が20年でしょう、30年間この問題ってというのがやっぱりいろいろ事正される、ですから今のうちにやっぱり町民的議論を町外委員さんも發揮しながら決して水海だけの問題ではありません、町民的議論を展開して入れることを求めて発言と致します。

○和田議長

これにて、宇野邦弘君の一般質問を終わります。

次の質問者に移ります、次の質問者、丸石純一君。

○丸石純一議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石純一君

○丸石純一議員

コロナ禍における移住促進についてお伺いいたします。

2020年1月16日、新型コロナウイルスが日本で初めて感染確認され、12月14日現在まで累計約18万人が感染し、退院または療養解除となった者の数は約15万人となっております、第3波といわれる現在、陽性者といわれる数は増加しており、約2万5千人が入院治療を要しています。

このような状況の中で、生活様式が大きく変化し、多くの組織や企業がインターネットを活用し、時間や場所を有効に活用出来る柔軟な働きかである、テレワークを導入しコロナ禍における新しい働き方を模索しております。

そもそも労働生産人口の減少により国は2018年の働き方改革関連法によって、非正規雇用者の処遇改善や長時間労働の是正、高齢者の就業促進などについての取り組みが行われ、柔軟な働き方としてテレワークや副業や兼業も強く押し進めてきました。

このような背景の中で、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言、外出自粛要請など新しい働き方を結果として後押しした形となり、現状の働き方を急速に見直すきっかけとなりました。

テレワークをしやすい業種や役場の仕事のように持ち出すことを法律によって禁止している業種もありますが、大手企業や IT 関連の会社ではテレワークにより出社回数などを減らし、地方に目を向ける人達が増えてきているとの報道もありました。

東京の人口が1956年から調査以来2020年6月、初めて前月比で人口が減少したというニュースは記憶に新しいところであります。

どこにいてもかまわないという人が増えれば、「人々は身近な地方都市に住むようになる」と専門家は指摘しています。

そこで質問しますが、池田町への移住相談件数は前年またはコロナ禍以前と比べてどうなっているのでしょうか、相談内容に変化は起こっていますか。

コロナ禍において地方移住についての関心が高まっている現在、移住者を増やすために、または受け入れるためにどのような取り組みを行っているのでしょうか、関係課長に伺います。

コロナ禍において、UターンやIターンをしたいという移住者受け入れに向けた宣伝活動であるプロモーションに力を入れる自治体は相次いでいます。

しかし「選ばない町は選ばれない」という町長のスローガンにもありますように、こちらもどのような移住者を受け入れたいかイメージさせなくてはなりません、現状でどのような移住者を受け入れたいかというようなイメージは行政にありますか。

移住相談窓口「暮 LASSEL (クラッセル)」を役場に設置したことで、移住相談、不動産情報等の収集、啓示など積極的に役場主導で取り組んでもらっていますが、各集落との協力関係の強化、近隣市町村との連携、県外に向けたプロモーションの強化により、より具体的に受け入れをしやすい環境整備を今後更に行っていく必要があると感じております。

私自身、子育てをしている親として、池田町の環境の中で子育てが出来るということは大変満足しております。

しかし、それと同時に子どもとの3人暮らしで生活をしていく中、不便さを感じる点もあります。

けれど、その不便さ以上に池田町内での生活は楽しいものとなっております。

池田町内で働いたり、町内での友人関係ができ、助け合いをしたり、集落作業に出てご近所づきあいをしていく中で住みやすい環境が徐々に構築されてきたからと考えております。

今、若い世代の核家族が増え、高齢者の一人暮らし、二人暮らしも増えてき

ました。

働き方と暮らし方には密接なつながりがあると考えます。

移住相談の中にはご年配の方もいると思います、「仕事はあるのだけど雪が積もって大変でしょう」というイメージを持っているかもしれませんが、しかし町内では一人々が少しずつ、出来ることをちよつとずつという活動が沢山続けられており、助け合いがまだまだ強く残っております。

池田町にとって雪は、不便さの代名詞になっていますが、都会にだって都会ならではの問題点や不便点があります、多少の不便よりもやりたいこと、したいことをかなえる事が出来る場、住みやすい場を提供出来るのが池田町なんだというイメージをしてもらわないといけません、これらは単に電話やメールでは伝えきれません。

私はこれらのイメージを持ちやすくするために、提案の一つに上がるのですが、社会実験的にも池田町に2ヶ月や3ヶ月、いわゆる、ゆるく移住をし、池田の生活を体験をし、イメージを持ってもらう、その様な気軽に数ヶ月単位で利用できるアパートや空き家改装が急務であると考えますが、どのようにお考えをお持ちでしょうか、行政の考えをお伺いします。

まずは池田町により興味をもってもらう、池田町をより知ってもらうための戦略が必要かと思ひます、一つの仕事で生活をしていく事が難しくなっている現在、季節毎の労働需要に応じて複数の事業社で働くマルチワーカーを受け入れるための制度を整えたり、光ファイバーが来年とうとう池田町にも整います、それを受けて企業を誘致してみるなど、その一つが考えられるかもしれませんが、どうかご検討下さい、これにて一般質問を終わります。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より丸石議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の移住の相談件数につきましては、令和2年度は増えております。平成30年度が19件、令和元年度が9件、そして令和2年11月までで28件というふうになってございます。

今年度増加した理由は、新規の空き家登録が4件あったことが大きいと考えています、また移住を考える上で、新型コロナウイルス感染症を理由の一つに

挙げてる方も2件おられました。

移住希望者への情報提供としては、町及び暮 LASSEL のホームページ、フェイスブックを活用しております。

また空き家情報だけでなく、求人情報や暮らしの情報、住宅改修の補助等の情報も同時に提供しております。

来年度には、光インターネットも利用可能となりますので、地方でオンラインによる仕事を考えている移住希望者への訴求効果も高まるものと思われま

す。また暮 LESSEL は情報提供だけでなく、移住希望者と住宅の所有者とのマッチングについてもお手伝いをしており、空き家の見学の際は、お互いの時間の調整等を行っております。これは土日についても対応しております。

2点目の、どのような移住者をうけいれたいかのご質問についてですが、どのような方を受け入れたいかは、集落や地域が主体となって考えていくべきものと考えております。

3点目の、お試し移住ですが、現在、町が準備している物件はございません。

移住者の受入につきましては、9月定例会でもお答えしたとおり、現在、地方創生戦略町民会議において議論していただいております。

その中では、移住者の受け入れを希望する集落は、世話役を決める、また集落のルールをまとめ説明する必要があるなどの議論がなされております。

町としましては、集落や地域で移住者受入の議論が進み、環境整備の一環として集落内に「おためし住宅」が必要となれば、集落のみなさんと協議しながら事業を進めたいと考えております。

住民の主体的な取り組みとして、移住定住活動を発展させていく地域を、応援をしていきたいというふうに考えております。以上、丸石議員のご質問のお答えといたします。

○和田議長

ただ今の理事社の答弁に対して、丸石純一君よろしいでしょうか。

○丸石議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石君

○丸石議員

一点質問をさせていただきます。

先ほど土日も対応可能としていることで、暮 LASSEL の担当者または土日対応した際に一人であるなら、代理で休みが取れるとか、対応が十分とれているのかという点をお聞きします。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

土日の対応ですけど、確かに職員1名で対応しておりまして、土日出た場合には代休とか制度がありますので、そういうのをお願いしているというところでございます。

ただ、何件も続けてあるという場合があるかと思いますが、その時はなかなか大変な部分もあろうかと思いますが、今の所は相談件数からもわかるとおりそんなに、毎回々、毎週のように相談、マッチングがあるわけではございません。以上になります。

○和田議長

ただ今の理事社の答弁に対して、丸石純一君よろしいでしょうか。

○丸石純一議員

はい

○和田議長

これにて丸石純一君の質問を終わります。

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに先ほどの、施政方針に対する関連質問がありましたらお受けいたします。

質問ありませんか。

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今、議題となっています、議案第79号から議案第85号までを、会議規則第38条の規程により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

○和田議長

日程第12

請願1号

75歳以上の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書、以上の請願を議題とします。

お諮りいたします。

請願1号については、お手元に配布しております

請願文章表のとおり総務厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(疑義なしの声)

異議なしと認めます。よって、請願1号は、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

(散会時間 14:28)